

今さら聞けない



手続き簡単 「ふるさと納税」

地域を元気にする「ふるさと納税」



寄附者



応援したい自治体に寄附をします。

地域の名産品などがお礼として届きます。
さらに寄附金の「使い道」を指定でき、
所得税や住民税の還付・控除が受けられます。

歳入
増加

地域
活性化

地域の
課題解決

ふるさと納税4つの魅力

1 お礼の品がもらえる

多くの自治体では寄附への感謝として、地域の名産品などを「お礼の品」にして寄附者に届けています。自治体にとっては「お礼の品」を通じて、名産品や産業を全国の人に知ってもらえる貴重な機会になっているのです。

2 税金が控除(還付)される

控除上限額内で寄附を行うと、合計寄附額から2,000円を引いた額について、所得税と住民税から還付・控除を受けることができます。控除上限額は収入や家族構成によって異なりますのでご注意ください。

3 応援したい自治体に寄附ができる

生まれ故郷でなくても、あなたが好きな自治体に寄附できるのがふるさと納税。寄附先の数や金額、回数に上限はなく、ご自身の控除上限額内であれば、実質2,000円の負担で複数の地域を応援できます。

4 寄付金の使い道を指定できる

ふるさと納税では、寄附金を自治体がどのように使用するのか、その用途を選択することができます。寄附金の使い道の観点から、寄附先の自治体を選ぶこともできます。

地域を活性化できる画期的なしくみが「ふるさと納税」です。
今、多くの人が知りたいと望んでいる「ふるさと納税」の流れと
申し込みの手順をご紹介します。

◆「ふるさと納税」の流れ



「ワンストップ特例制度」を利用して申し込んでみましょう。

※ふるさと納税のお申し込みは、自己責任で行っていただきますようお願い致します。

※「ワンストップ特例制度」は確定申告をしないサラリーマンに便利です。
※自営業の方はワンストップ特例制度を利用できません。確定申告で手続きすることになります。

申し込みは「ふるさと納税サイト」から

最近では簡単に申し込むことのできる「ふるさと納税サイト」がたくさんあります。

★利用するサイトの会員登録をしておきましょう。納税額（寄附金）の支払い手続きが楽になります。

	サイト名	特長
代表的サイト	・ふるさとチョイス	掲載自治体数・情報量ダントツ1位。
	・さとふる	お礼の品のレビューが見られる。寄附金をお手持ちの携帯代とまとめて支払える。
	・ふるなび	寄附枠の大きな家電や金券類など多く掲載。
	・楽天ふるさと納税	楽天市場でお買い物をしている感覚でできる。
	・ANAのふるさと納税	寄附金に応じてANAマイルが貯まる。
	・f - style	女性にとって嬉しいファッションや子育て系の品物が充実。
	・yahooふるさと納税	Tポイントが貯まる、使える。

※その他にも沢山のサイトがあります。それぞれ特長がありますので自分に合うサイトをお選びください。

ステップ1

インターネットで「ふるさと納税サイト」を選ぶ。

「ふるさとチョイス」などのサイトから一つ選んで「ふるさと納税」の申し込みに進みます。

ステップ2

自分が寄附できる金額(控除上限額)を調べる。

収入や家族構成などによって寄附できる金額(控除上限額)が違います。サイト内には「**控除上限額の目安一覧**」があり、控除上限額の目安がわかります。(条件を書き込むサイトもございます)

※このパンフレットの裏面にも「**控除上限額の目安一覧**」があります。

控除上限額は
いくらだろう？



ステップ3

好きな返礼品を選び、選んだ自治体に寄附(納税)をする。



控除上限額内で
返礼品を選ぶ

「ワンストップ
特例制度」を選ぶ

支払い方法を選ぶ
・クレジットカード
・銀行振り込み
・郵便振替

金額を支払い
寄附(納税)完了

ステップ4

※1
選んだお礼の品と寄附受領証明書が、寄附した自治体より送られてきます。

さらに、ワンストップ特例申請書も自治体から届くので記入します。

(全国の自治体で利用できるワンストップ特例申請書は、ネットからもダウンロードできます)

※1 確定申告をされる人には必要な書類ですので大切に保管しておきましょう。

ステップ5

記入したワンストップ特例申請書とマイナンバーの確認書類を同封して、ふるさと納税した自治体に郵送して手続き終了。

翌年の住民税が減額(控除)されます。

サラリーマンなら
「ワンストップ
特例制度」が便利ね。



ワンストップ特例制度とは

寄附をした年の所得は**確定申告の必要がなく**、簡単にふるさと納税後の税額控除の手続きができる制度のことです。(但し、寄附先の自治体は5つまで)

手続きは「**ワンストップ特例申請書**」と「**マイナンバーカードの写し(両面)**」を寄附先の自治体に郵送するだけです。

※2
すると、自治体は寄附者の控除に必要な情報を寄附者の住む市町村に連絡し、寄附者は翌年度分の個人住民税の減額(控除)が受けられます。

※2 マイナンバーカードがない方は、マイナンバーがわかる書類(例えば、マイナンバー通知カードやマイナンバーが記載された住民票)の写しと写真付きの自分を証明できるもの(免許証やパスポートなど)の写しが必要。



③
軽住
民
税
が
減
額
さ
れ
る
。



①ふるさと納税を行い、お礼が届いた後にワンストップ特例申請書の提出。
※マイナンバーカードの写し(写真付)も必要。

注意

・寄附先の自治体は5つまで。
・確定申告を必要とする自営業の方や医療費控除を受けている方はワンストップ特例制度は利用できません。

②納税者の控除に必要な情報を連絡。



★確定申告でふるさと納税の手続きをされる方は、税理士に確認されますと詳しい内容がわかります。

ふるさと納税の「控除上限額」の目安一覧

※総務省のふるさと納税ポータルサイトからの抜粋です。(実際の一覧は収入2,500万円まで25万円単位で詳しく表記されています) 平成30年11月現在

ふるさと納税を行う方本人の給与収入	ふるさと納税を行う方の家族構成						
	独身又は共働き ※1	夫婦 ※2	共働き+子1人(高校生) ※3	共働き+子1人(大学生) ※3	夫婦+子1人(高校生)	共働き+子2人(大学生と高校生)	夫婦+子2人(大学生と高校生)
300万円	28,000	19,000	19,000	15,000	11,000	7,000	—
350万円	34,000	26,000	26,000	22,000	18,000	13,000	5,000
400万円	42,000	33,000	33,000	29,000	25,000	21,000	12,000
450万円	52,000	41,000	41,000	37,000	33,000	28,000	20,000
500万円	61,000	49,000	49,000	44,000	40,000	36,000	28,000
600万円	77,000	69,000	69,000	66,000	60,000	57,000	43,000
700万円	108,000	86,000	86,000	83,000	78,000	75,000	66,000
800万円	129,000	120,000	120,000	116,000	110,000	107,000	85,000

※1 「共働き」は、ふるさと納税を行う方本人が配偶者(特別)控除の適用を受けていないケースを指します。(配偶者の給与収入が201万円超の場合)

※2 「夫婦」は、ふるさと納税を行う方の配偶者に収入がないケースを指します。

※3 「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を、「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指します。

※4 中学生以下の子供は(控除額に影響がないため)、計算に入れる必要はありません。

例えば、「夫婦子1人(小学生)」は、「夫婦」と同類になります。また、「夫婦子2人(高校生と中学生)」は、「夫婦子1人(高校生)」と同類になります。

※5 掲載している表は、年金収入のみの方や事業者の方、住宅ローン控除や医療費控除等、他の控除を受けている給与所得者の控除上限額は表とは異なりますのでご注意ください。

※6 社会保険料控除額について、給与収入の15%と仮定しています。

※7 掲載している表はあくまで目安です。具体的な計算はお住まい(ふるさと納税翌年1月1日時点)の市区町村にお問い合わせください。

よくある質問

Q ふるさと納税をすると、翌年の所得税と住民税は支払わなくていいの？

A 収入や他の控除等の状況によりますが、ふるさと納税の寄附金控除の額には上限があり、支払うべき納税額の一部となっているだけで、税金を払わずにすむことはありません。

Q 複数の自治体にふるさと納税ができますか？

A ふるさと納税を行うことができる自治体の数に制限はありません。ただし、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用される方は、自治体数が5団体以内である場合に限られます。なお、自己負担となる2,000円は、1回ごとの寄附について必要になるものではなく、1年間の寄附総額に対して必要となるものです。

Q ふるさと納税が行える時期は決まっていますか？

A いつでもできます。ただし、税の軽減については「1月から12月」の年単位になりますので、その間に寄附した累計が対象となります。

Q 同じ家庭内なら誰がふるさと納税を行っても大丈夫ですか？

A 所得税や住民税を納めている方が寄附控除金を受けられますので、その納税者本人がふるさと納税を行う必要があります。また、名義も本人である必要があります。

「アイエム暮らしのヒント」バックナンバーをご希望の方は、なるべく安心倶楽部事務局までお問合せください。

vol.2「どこが変わった相続税」 vol.3「ご葬儀マナー基本遍」 vol.4「高齢者施設の選び方」
vol.5「年金制度Q&A」 vol.6「役立つ認知症の基礎知識」

—— 供養で未来を創る ——

aiemu

愛樹木葬

墓石

葬儀

株式会社アイエム/東京都中央区京橋2-8-1 八重洲中央ビル6F

安心倶楽部事務局 ☎ **0120-601-727** FAX **03-3535-2740**

事前相談をさせていただいても、アイエムで必ず葬儀をする必要はありません。ご安心ください。

なるべく安心倶楽部会員の皆様は

1 アイエム葬儀プラン代金10%off **2 事前相談無料**